

## 小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業【24年度補正】

1, 150百万円

地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 事業の必要性・概要

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、その責務として、自らの事務事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずることとされている。

地方公共団体が所有する街路灯等をLED照明にリプレースすることにより、消費電力を抑え、CO<sub>2</sub>の排出量削減による低炭素社会の実現に資することとなる。

街路灯等へのLED照明の導入は、リースを活用することにより、初期投資を抑えて更新することが可能であるが、小規模な地方公共団体（10万人以下）においては、更新計画の具体的な設計ノウハウや専門知識をもった人員等が不足し、事業を行えない状況にある。

### 2. 事業計画（業務内容）

小規模地方公共団体に対して、リースを活用したLED照明への更新計画の作成を専門業者等に外注するための経費を支援する。

加えて、地元企業を活用しつつLED導入を行う際にかかる費用のうち、リース料金に含まれる取付工事費用について、リースを実施する民間事業者に対して補助（※）することにより、地元経済の活性化を図る。

（※）補助は初回限り。以降の更新は、LED導入により削減された費用を活用して実施。

### 3. 施策の効果

省エネ性の高いLEDの導入により、CO<sub>2</sub>の排出量削減による低炭素社会の実現に資するとともに、LED導入による光熱費等の軽減分を毎年のリース財源とし、更なるLED化が促進される。

また地元企業を活用してLED導入を進めることで、地元経済の活性化に寄与。

【現状と課題】

街路灯等のLED照明へのリプレイスにより、CO2排出量が削減され低炭素社会化が推進される。リースの活用により、経済的なLED照明の導入が可能だが、小規模な地方公共団体(10万人以下)には、更新計画の具体的な設計ノウハウや専門知識を持った人員等が不足。

【対応策】

- ・ 小規模な地方公共団体に、更新計画の作成を専門業者等に外注するための経費を支援し、LED導入を促進。
- ・ LEDの高い省エネ性と長寿命性による、光熱費等の軽減分を毎年のリース財源とし、更なるLED導入を促進。
- ・ リースの手法で、地元企業を活用しつつLED導入を行う際の費用を補助することで地元経済の活性化に寄与。

本施策のイメージ

